第5回障害部会

地域生活の継続の支援について

| 1 | 個別サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・P ⁻ |
|---|--|
| | (1) 障害福祉サービスの提供 (2) 地域生活支援事業の実施 |
| | (3) 多様化する障害・ニーズへの対応 |
| 2 | 相談支援体制の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | (1) 中野区の相談体制 |
| | (2)総合的・専門的な相談支援 |
| | (3)強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援 |
| | (4) 依存症対策の推進 |
| | (5)地域の相談支援体制の強化 |
| | (6) 第6期障害福祉計画における成果目標 |
| 3 | 福祉人材の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ⁻ |
| | (1) 福祉人材の確保 |
| | (2) 福祉人材の育成 |
| | (3)障害福祉サービスの質の向上 |
| | (4) 第6期障害福祉計画における成果目標 |
| 4 | 地域共生社会の実現に向けた取組・・・・・・・・・・P 1 4 |
| | (1) 中野区地域包括ケアシステム推進プラン |
| | (2) 推進プランの展開 |
| | (3) 地域包括ケアシステムの構成要素 |
| | (4) 検討の進め方 |

1 個別サービスについて

(1) 障害福祉サービスの提供

◇ 障害支援区分認定者数

| 年 度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 |
|-----|--------|--------|--------|---------|
| 人数 | 1,160人 | 1,260人 | 1,300人 | 1,341 人 |

※人数は各年度末の人数

◇ 障害者総合支援法に基づくサービス利用延べ件数

| 年 度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 訪問系 | 9,813件 | 10,238件 | 10,336件 | 10,323件 |
| 日中活動系 | 11,982件 | 13,333件 | 12,732 件 | 12,098 件 |
| 居宅系 | 4,425件 | 4,898件 | 4,684件 | 4,298件 |
| 合 計 | 26,220 件 | 28,469 件 | 27,752 件 | 26,719件 |

※件数は請求件数を集計

※訪問系は、ホームヘルプ(居宅介護)、同行援護、行動援護、重度訪問介護、ショートステイ(短期入所)の集計

※日中活動系は、生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の集計

※居宅系は、施設入所支援、グループホーム、ケアホームの集計

居宅でのサービスを利用するためには障害支援区分の認定が必要になる。認定者数は増加をしており、居宅による地域生活を希望する方が増える傾向であると推定できる。また、就労施設利用などを含めた日中活動系サービス利用件数も増加していることからも、地域での生活の継続環境はある程度整っていると考えられる。

【課題】

平成30年4月に障害者総合支援法が改正され、一人暮らしを希望する知的障害者・精神障害者を支援する「自立生活援助」及び在職障害者への課題解決を支援する「就労定着支援」が開始された。開始してまだまもないサービスであることから、区内で実施している事業所は少なく(※)、地域における生活基盤を充実させるため、今後も区内事業所と連携し、事業実施を促す取組が必要である。

なお、日中活動系サービスは、障害者の高齢化、重度化を含む多様化等により利用者数が増える傾向が続く見込みがあり、障害者の社会参加の場を新たに創設する必要があり、公有地を活用した多機能型施設の整備について検討しはじめたところである。

(※) 令和2年4月1日現在:自立生活援助1事業所、就労定着支援4事業所

(2) 地域生活支援事業の実施

① 移動支援事業

移動支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外での移動が困難な障害者等に対して外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会生活を促すことを目的に下記の支援を行っている。サービスの支給量は、申請者からの聞き取り調査、訪問をケースワーカー・保健師等が行い、総合的に必要量を勘案し決定する。

ア 移動支援

社会生活上必要不可欠な外出(買物、冠婚葬祭等)及び余暇活動(映画鑑賞、観劇等)等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

イ 通学等支援

同居の保護者の疾病・就労・その他やむを得ない事情により通学の介助ができないと きに通学の介助を行う。

ウ 車いすガイドヘルプサービス

ひとり暮らし、その他の理由により介護者を得られない車いすの利用者に、日常生活の利便性と地域社会の積極的な交流を図るためにヘルパーを派遣する。

◇ 移動支援支給量

| 区分 | 支給量 | その他 |
|-------|-----------------|--------------|
| 身体障害者 | 40 時間/月 | 視覚障害者は60時間/月 |
| 知的障害者 | ※グループホーム入居者は20時 | |
| 精神障害者 | 間/月 | |
| 障害児 | 小学生 15 時間/月 | |
| | 中・高校生 20 時間/月 | |
| 難病患者 | 40 時間/月 | |

※通学等支援は、利用上の上限時間は設けておらず、真に必要とされる利用時間 の精査を総合的に行い、支給量を決定する。

【支給決定状況と利用実績】

◇ 支給決定状況

| 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決定者数 (人) | 712 | 745 | 758 | 807 | 873 |
| 決定時間 (H) | 12, 252 | 13, 851 | 15, 563 | 17, 136 | 18, 819 |

◇ 利用実積

| 年度 | H27 年度 | H28年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 (人) | 433 | 449 | 459 | 485 | 495 |
| 利用率 ※1 | 60.8% | 60.3% | 60.6% | 60.1% | 56.7% |
| 利用時間 (H) | 6, 333 | 6, 393 | 6, 942 | 6, 951 | 7, 065 |
| 利用率 ※2 | 51.7% | 46.2% | 44.6% | 40.6% | 37.6% |

※1 上記1の支給決定に対する割合 利用者数/決定者数

※2 上記1の支給決定に対する割合 利用時間/決定時間

【課題】

● サービス提供体制の整備

地域生活支援事業は、サービスの内容や支給量等を、地域の特性や利用者の状況に応 じて区が独自に決定し実施するサービスである。

移動支援事業の利用者数、利用時間は年々増加傾向であり、障害のある方の地域での 社会参加の促進によるものと推察される。

しかし、サービス決定量に対し、利用率(利用者数/決定者数)が6割前後という実 熊を鑑みると、サービス量の不足以外に利用されていない要因を分析する必要がある。

今後、さらに国や都、他自治体の動向を踏まえ、利用者等へのアンケート調査など、 ニーズに応じた適切な必要量の見直しが必要である。

● 移動支援内容の見直しの必要性

移動支援は地域の実情に併せ柔軟に実施することができることから、通所や通勤など について必要な場合は移動支援の対象とすべきなどの声があり、検討を進める必要があ る。

② 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者派遣

聴覚障害、言語障害のある人の社会活動を促進するため、聴覚障害、言語障害のある 個人、団体に対して、区に登録した手話通訳者を昭和59年から派遣している。また、 東京手話通訳者派遣センターへの委託により他の道府県とも連携し、都外への広域派遣 にも対応している。

なお、昭和53年7月から派遣していた手話通訳奉仕員は、国の方針として「市町村 は、原則として手話通訳者の派遣を行い、手話通訳奉仕員は当面の間派遣できる。」と されていたこと、区の登録手話通訳者が増加していること、及び、当事者団体からの確 実な意思疎通支援を求める声があがっていたことから、平成29年度末を以て事業を廃 止し、手話通訳者の派遣に一元化した。

◇ 区登録の手話通訳者の登録状況

| 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 | R2年度 |
|-------|--------|--------|--------|------|------|
| 手話通訳者 | 27 人 | 28 人 | 32 人 | 36 人 | 36 人 |

◇ 手話通訳者延べ派遣者数

| | 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|-------|
| 区登録 | 手話通訳者 | 333 人 | 340 人 | 509 人 | 304 人 |
| 委託 | 手話通訳者 | 100 人 | 64 人 | 107 人 | 108 人 |

[※]R元年度の派遣者数は、第4四半期に新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛 等による影響を強く受けているものと考えられる。

イ 要約筆記者派遣

聴覚障害、言語障害のある人の社会活動を促進するため、中途失聴難聴者等手話通訳ではコミュニケーションが難しい人に対して平成19年から要約筆記者を委託により派遣している。

◇ 要約筆記者延べ派遣者数

| | 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 |
|----|-------|--------|--------|--------|-------|
| 委託 | 要約筆記者 | 332 人 | 352 人 | 248 人 | 201 人 |

[※]R元年度の派遣者数は、手話通訳者派遣同様、第4四半期に新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等による影響を強く受けているものと考えられる。

ウ 手話講習会事業

聴覚障害及び言語機能障害のある人の福祉の向上に資するため、手話のできる中野区 民の養成を目的として一般区民を対象に昭和48年度から実施している(入門、基礎、 応用の3クラス)。平成29年度には、手話通訳者養成クラスを新設し手話通訳者の養 成に取り組んでいる。

(R2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手話通訳者養成クラス以外の3クラスは中止とした。)

◇ 手話通訳者養成クラスの実施状況

| 年度 | | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 |
|-------|---------|--------|--------|------|
| 手話通訳者 | 受講者 | 8人 | 10 人 | 11 人 |
| 養成クラス | 認定試験合格者 | 5 人 | 6人 | 3 人 |

エ 代筆・代読支援事業

障害のため文字の読み書きに困難がある視覚障害者及び視覚障害児の居宅において文書の代筆又は代読を行い、意思疎通の促進を図ることによって、視覚障害者等の地域での自立及び社会参加を促すことを目的とした、代筆・代読支援事業を令和2年度から実施する予定である。

【課題】

区は、障害者がそれぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段により情報を取得し、円滑に意思疎通ができる環境づくりを推進するため、令和2年4月に「中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」を制定した。意思疎通の手段を確保することは、障害者が社会参加をするための基礎的な要件であり、障害の有無によって分け隔てられることの無い社会を構築するための必須のものである。これに基づき、今後、高次脳機能障害の後遺障害等として現れる失語症の方への意思疎通支援など、多様な障害特性に応じた具体的な施策を検討、推進する必要がある。

(3) 多様化する障害・ニーズへの対応

① 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業

重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業は、在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)に対して、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間家族の代わりに医療的ケアを行うことで、家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図ることを目的に、中野区では平成28年10月から実施している。

東京都では、平成28年6月の児童福祉法改正を踏まえ、「重症心身障害児(者)在宅 レスパイト事業実施要領」を改正し、平成29年4月1日から対象者を拡大している。

中野区においても、平成29年7月から新たに18歳未満の医療的ケアが必要な障害児を対象者として拡大した。

◇利用実績

| | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数 | 8人 | 14 人 | 18 人 | 17 人 |
| 利用延べ回数 | 33 回 | 86 回 | 140 回 | 177 回 |

【課題】

本事業は医師会、訪問看護ステーションの協力を得ながら開始した事業である。

事業開始当初は、身体、知的等の重複した障害を持った方が対象であったため、医療的ケアのみの障害児はこのサービスを受けることができなかったが、次年度に対象者が拡大されたことにより、利用が増加傾向にある。

今後、さらに都及び他自治体の動向を踏まえつつ、関係部署との連携を深め、利用者の声を反映した施策展開が必要である。

② 医療的ケアの必要な方への支援

医療技術の向上により、医療的ケアが必要な障害者も増加しており、日中活動系サービスにおいては、東京都重症心身障害児(者)通所事業の実施により、支援の強化を図っている

地域における生活支援として重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業の実施の他、短期入所における受入れを拡充するために令和2年度から、「中野区障害者短期入所医療的ケア実施事業」を開始し、医療的ケアを実施するために配置する看護師人件費の補助を実施することとしている。

本事業は障害者支援施設江古田の森において令和2年4月から実施する予定だったが、 今般の新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため実施を見合わせており、事業開始に向 けて施設と調整を行っているところである。

【課題】

● 短期入所等における受入れの拡充

看護職員の確保が難しく、週1泊の範囲からの開始となっている。

必要な時に必要な量のサービス提供が可能になるよう365日の受入れが可能になるように、人材の確保または対象施設を増やすなどの対策を継続して働きかける必要がある。また、特に医療面への配慮が特に必要な障害者には、看護職員だけでなく医師の配置が望ましく、医療機関等における併設等も検討しなければならない。

③ 日中活動(通所事業)へのニーズの変化

共働き世帯が多くなり、特別支援学校等への通学支援(通学等支援)の利用者も90名を超え、放課後は学校から放課後等デイサービス事業を利用する障害児も増加している。こうしたサービスを利用する障害児が特別支援学校の高等部に進学した場合に継続して通学支援が受けられなくなることから、平成30年4月に対象者を高校生まで拡大した。

しかし、学校卒業後、通所事業所を利用する場合も原則的に移動支援を利用することができなくなってしまう現状や、地域の通所サービスを利用する場合には16時頃には帰宅することになり、帰宅後の支援者が不在となってしまうなど、サービスの継続性を確保するためにも、こうしたケースの活動の場の確保・各事業所のサービス提供時間の延長などを求める声が高まっていくことが予想される。

◇ 通学等支援利用者

(令和2年3月末現在)

| H27年3月 | H28年3月 | H29年3月 | R元年3月 | R2年3月 |
|--------|--------|--------|-------|-------|
| 87 人 | 86 人 | 85 人 | 85 人 | 96 人 |

◇ 放課後等デイサービス支給決定者数

(令和2年3月末現在)

| 放課後等デイ決定者数 | 12 歳未満 | 12 歳以上 15 歳未満 | 15 歳以上 |
|------------|--------|---------------|--------|
| 486 人 | 338 人 | 77 人 | 71 人 |

【課題】

● 通所後の活動を支援するサービスとしての移動支援の活用の検討

障害者の社会参加を促進するため、移動が困難な障害者への支援を行う移動支援事業が、日中活動の通所後の活動の場の受け皿として活用される傾向が次第に高まっている。 移動支援事業者の中には、通学、通所終了後や土・日などに複数のサービス利用者が同一の移動先、活動の場を設定し集団で移動しサービスを提供するようなサービス提供を行っている。こうした活動などを参考にグループ支援型の移動支援サービスなどの検討を行い、日中活動後の支援の拡充を図る必要がある。

● 日中活動後の居場所(タイムケア事業の実施)

タイムケア事業は区単独事業として、生活介護事業所において当該施設の利用者を対象に、通所時間終了後に引き続き見守りを実施するものである。区立施設においては、 指定管理業務の範囲として実施し、民間事業所においては、実績に応じて経費(人件費) を区が補助している。

◇ 指定管理(障害者福祉会館・かみさぎこぶし園)による事業実績

| 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 |
|-----------|--------|--------|-------|
| 利用者数(延人数) | 367 人 | 330 人 | 332 人 |

◇ 補助金 (民営事業所) による事業実績

| 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 |
|-----------|--------|--------|-------|
| 利用者数(延人数) | 84 人 | 122 人 | 220 人 |

事業所においては、タイムケア事業実施時間帯の従事者の確保が課題となっている。日中活動終了後に継続して事業所において利用者の支援を行うと、従事者が通常事務処理を 実施する時間を確保した上で可能な範囲での取組となるため、週2日程度の実施が限界と なり、毎日その機会を設定することが難しい。

このため、日中活動系サービス以外で、夕方以降を中心とした居場所を確保するサービスを提供する制度が求められている。

2 相談支援体制の充実・強化について

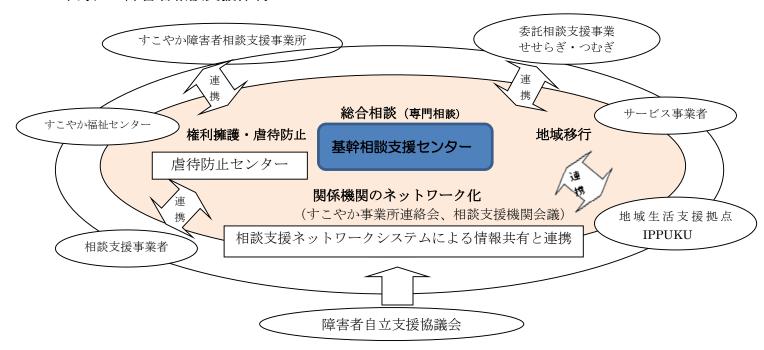
(1) 中野区の相談体制

中野区では地域の障害者の相談拠点として、平成22年7月に中部すこやか福祉センター内に中部すこやか障害者相談支援事業所を開設、平成24年9月には北部すこやか、平成27年4月に鷺宮すこやか、平成28年7月には南部すこやか障害者相談支援事業所がそれぞれすこやか福祉センター内に開設し、区内を4生活圏域に分け3障害を対象とする障害者相談支援事業を社会福祉法人等に委託し実施してきた。

平成24年には障害者虐待防止法の施行に伴い障害福祉課に虐待防止センターの機能を、 平成26年には中野区の障害者相談の中核を担う基幹相談支援センターの機能を同じく障 害福祉課が担うこととし、相談支援事業所への指導・助言や人材の育成、権利擁護、地域 移行の推進機関としての役割を果たすこととなった。

令和元年度には精神障害者の地域生活支援拠点を共同生活援助事業所の空室を利用し、 体験の場の確保や一時保護機能などを持つ地域生活の維持、継続のための拠点施設を整備 した。

中野区の障害者相談支援体制



(2)総合的・専門的な相談支援

①総合相談体制

基幹相談支援センター(障害福祉課)を中核とし、すこやか障害者相談支援事業所に おける3障害対応の総合相談を実施している。

障害の重度化、高齢化、ニーズの多様化などの課題に対応し、相談支援体制の拡充に向け、基幹相談支援センターのあり方やすこやか障害者相談支援事業所をはじめとする相談支援事業所の評価と今後のあり方などの検討が必要と思われる。

②専門相談の実施

障害者地域自立生活支援センター(つむぎ)における「発達障害者」、「高次脳機能障害」の専門相談の実施。(平成26年度より)

◇ つむぎの専門相談の実績

| | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 |
|---------|--------|--------|-------|
| 発達障害 | 676 人 | 513 人 | 537 人 |
| 高次脳機能障害 | 433 人 | 473 人 | 552 人 |

(3) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援

強度行動障害や高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供できるよう、人材育成等 を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

令和元年度実績

◇ 高次脳機能障害理解啓発研修(障害者地域自立生活支援センターの委託事業として実施)

| セミナー内容 | 講師 | 参加者数 |
|--------------|------------|------|
| 高次脳機能障害者の居場所 | 渡邊 修 医師 | |
| について | 慈恵医科大学付属病院 | 84 人 |

◇ 高次脳機能障害者相談支援研修会(東京都事業)

| セミナー内容 | 講師 | 参加者 |
|--------------|------------|-------|
| 高次脳機能障害の基礎知識 | 渡邊 修 医師 | 区職員 |
| 家族・当事者体験談 | 慈恵医科大学付属病院 | 委託事業者 |
| 小児高次脳機能障害に関す | 栗原 まな 医師 | 区職員 |
| る研修会 | 神奈川リハ病院 | 委託事業者 |

(4) 依存症対策の推進

依存症対策については、現在、すこやか福祉センターにおいて専門医師による予約制の相談を行うなど取り組んでいるところであるが、アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に関するケースの自立訓練(生活訓練)等の利用相談や生活の場の確保、居宅サービスの利用や支援に関する相談が増加している。依存症に関する研修の実施や関係機関が連携し支援にあたる必要がある。

(5) 地域の相談支援体制の強化

①地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言

中野区相談支援専門員ハンドブックの作成、配布(平成31年3月)

すこやか障害者相談支援事業所事業者連絡会の開催(毎月定例)

サービス支給決定マニュアルの作成・配布(令和2年1月)、研修会の開催

②地域の相談支援事業者の人材育成

相談支援専門員に対する研修事業実施状況

サービス利用計画及びモニタリングなどの質の向上を図るため区内相談支援専門員に 対する研修を実施している。

| 実施年度 | 実施内容 | | 講師 |
|----------|------------------------|----|-------|
| 平成 29 年度 | アセスメントと計画作成(半日×2日間) | 講師 | 岡部正文氏 |
| 平成 30 年度 | モニタリングの実施とケア会議(1日全日) | 講師 | 岡部正文氏 |
| 令和元年度 | モニタリング、アセスメント力を磨く(半日×2 | 講師 | 花形朗子氏 |
| | 日間) ※新型コロナ感染拡大により実施延期 | | |

中野区相談支援専門員ハンドブックの作成、配布(平成31年3月)

③地域の相談機関との連携強化

相談支援機関会議の実施(毎月定例)

(6) 第6期障害福祉計画における成果目標

成果目標⇒⇒相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び 地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の実施
- ・地域の相談支援事業所の人材育成
- ・地域の相談機関との連携強化の取組

3 福祉人材の確保・育成

平成18年に、障害者自立支援法が施行され障害福祉サービスの提供体制も順次拡充 され、同行援護、自立生活援助、就労定着支援などの新たなニーズに応じたサービス事 業所も区内に展開している。

◇ 中野区内障害福祉サービス事業所 (障害者通所系事業所)

| No. | 事業所名 | 生活介護 | 就労定着 | 就労移行 | 就労継続 支援A型 | 就労継続 支援B型 | 自立訓練(機能訓練) | 自立訓練 |
|-----|--|------|------|------------|--------------|--------------|------------|-----------|
| 1 | <mark>└──────────</mark> 中野区障害者福祉会館 | 0 | | X1X | 人版八王 | 人版已至 | O | (<u></u> |
| 2 | かみさぎこぶし園 | 0 | | | | | | |
| 3 | 障害者支援施設江古田の森 | 0 | | | | | | |
| 4 | ふらっとなかの | 0 | | | | 0 | | |
| 5 | コロニーもみじやま支援センター | 0 | | 0 | | 0 | | |
| 6 | コロニー中野 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 7 | 杉の子城山 | 0 | | | | 0 | | |
| 8 | 杉の子弥生 | 0 | | | | 0 | | |
| 9 | 杉の子大和 | 0 | | | | 0 | | |
| 10 | 杉の子丸山 | 0 | | | | 0 | | |
| 11 | メイプルガーデン | 0 | | 0 | | | | |
| 12 | 中野区立弥生福祉作業所 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| 13 | 仲町就労支援事業所 | | | 0 | | 0 | | |
| 14 | ワークセンター翔和 | | 0 | 0 | | 0 | | |
| 15 | 翔和学園 大学部(自立訓練) | | | | | | | 0 |
| 16 | ワークステーションJade中野 | | | 0 | | | | |
| 17 | ディーキャリア中野オフィス | | | 0 | | | | |
| 18 | にじ中野坂上 | | 0 | 0 | | | | |
| 19 | ワーカライズ ニコ | | | 0 | | | | 0 |
| 20 | ワクわーく | | | | 0 | | | |
| 21 | 中野区東部福祉作業センター | | | | | 0 | | |
| 22 | あとりえふぁんとむ | | | | | 0 | | |
| 23 | カサ デ オリーバ | | | | | 0 | | |
| 24 | すばるカンパニー | | | | | 0 | | |

| サービス名 | 事業所数 | サービス名 | 事業所数 |
|---------|------|--------|------|
| 居宅介護 | 72 | 重度訪問介護 | 68 |
| 行動援護 | 7 | 同行援護 | 17 |
| 短期入所 | 7 | 共同生活援助 | 31 |
| 障害者支援施設 | 2 | 自立生活援助 | 1 |
| 就労定着支援 | 4 | | |

(1) 福祉人材の確保

障害の重度化や高齢化が進む中で、安定的に障害福祉サービスを提供していくために 担い手を確保していく必要がある。

厚生労働省が公表した令和2年4月の有効求人倍率は全産業では1.13倍である一方、介護サービスは3.97倍となっている。また介護現場では人材の確保に加え、職員の定着も課題であり、平成30年度「介護労働実態調査」(公益財団法人介護労働安定センター)によると介護職の離職率は15.4%となっている。職員が働き続けられる職場環境作りも重要となっている。

障害福祉の現場でも報酬改定により処遇改善加算などにより人材確保の取組をおこなっているものの、人材が不足しサービスの提供に支障を来す事態も生じている。

中野区においても福祉人材の不足を解消するため、中野区社会福祉協議会が主催し合同就職セミナーを開催するなどの取組を行っているが、各自治体独自の福祉人材の確保のための対策を講じられるようになってきている。

(2) 福祉人材の育成

障害福祉サービスが多様化するとともに、区内の障害福祉サービス事業者数も増加している。

そうした中でサービスの質の確保を図るため、平成29年度より基幹相談支援センター 業務として人材の育成を図るべく区内の通所施設従事者等を対象に「障害福祉サービス従 事者人材育成研修」を実施している。

今後も引き続き障害福祉サービスの質の向上を図るため、サービスの提供に関わる支援者や事業者に対する研修事業が求められる。

| ◇福祉サービス従事者人材育成研修の実績(会和元年 | 是在 角 | n元任 | (今和 | 宝繕 (| お研修の? | んねお谷 | 光重老 | ピス: | 短かサー | \sim |
|--------------------------|------|-----|-----|------|-------|------|-----|-----|------|--------|
|--------------------------|------|-----|-----|------|-------|------|-----|-----|------|--------|

| 研修内容 | 講師等 |
|---------------------|-------------------|
| ハードクレームに対する対応 | 弁護士 横山 雅文氏 |
| 障害者総合支援法の制度を知る | 立教大学 平野 方紹氏 |
| 支援者のメンタルヘルスについて | 医師 米沢 宏氏 |
| 成年後見制度研修 | 弁護士 八杖 友一氏 |
| 障害の基礎知識 自閉症と行動障害 | NPO 法人事務局長 藤井 亘氏 |
| 虐待防止研修 | 弁護士 三森 敏明氏 |
| 支援における記録の作成について(延期) | (株)アアリイ代表 八木 亜紀子氏 |

(3) 障害福祉サービスの質の向上

障害福祉サービスへの多様なニーズに応じるため、より多くのサービス事業者が参入する中で、サービスの質の確保も重要な課題となっている。

中野区では自立支援協議会の組織に施設系又は居宅系の事業者連絡会を設置し、事業者間の連携や情報交換、研修事業などを企画実施してきた他、福祉人材育成研修を行うなど、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組を実施してきたが、第6期障害福祉計画策定においては、今後の「質の向上」を図るための体制を構築しなければならない。

(4) 第6期障害福祉計画における成果目標

成果目標⇒⇒障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(職員の参加見込み数を設定) 成果目標⇒⇒自立支援審査支払いシステム等による審査結果の分析と事業者との共有 成果目標⇒⇒指導検査の適正な実施と結果の共有

4 地域共生社会の実現に向けた取組

(1) 中野区地域包括ケアシステム推進プラン

誰もが尊厳を保って、可能な限り住み慣れた地域で最後まで暮らし続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療が一体的に提供される仕組みとして、「中野区地域包括ケアシステム」を構築するため、平成29年3月に高齢者を対象とした「中野区地域包括ケアシステム推進プラン(以下、推進プランという。)」を策定した。

区が目指す地域包括ケアシステムは、高齢者だけではなく、障害者や子育て世帯など対象を全世代、全区民に広げて、段階的に取り組んでいくこととしており、平成28 (2016)年度から令和7 (2025)年度までの10年間を計画期間とし、ステップ1からステップ4までの4期に分けた構成としている。

現在はステップ1の「高齢者が可能な限り住み続けられる地域づくりに向けた基盤整備」を終え、ステップ2「基盤、機運の充実を背景とした地域包括ケアの全世代、全区民への発展・充実」の段階に進み、子育て世代、障害者などすべての人へ対象を拡大した全世代向けの地域包括ケアシステム推進に取り組んでいるところである。

(2) 推進プランの展開

[ステップ1] [ステップ2] [ステップ3] [ステップ4] 平成28~30年度 令和元~2年度 令和3~4年度 令和5~7年度 <高齢者が可能な限り <基盤、機運の充実を <全世代、全区民に発展 住み続けられる地域づ 背景とした地域包括ケ させた新しい地域包括支 〇高齢者、子育て世帯、障 援体制の進展> 害者など地域のすべての人 くりに向けた基盤整備 アの全世代、全区民へ の発展・充実> が地域で支えあい安心して ○複雑な課題を持つ家庭 暮らせるまちの実現 〇理念の共有、機運醸 〇子育て世帯、障害者 も解決の方向を見出すこ などすべての人へ対象 とのできる、すべての 〇支える側、支えられる側 成 〇サービス基盤の充実 個々人、家族が、自らの という垣根のない、全員参 〇サービスの質の維持 ○関係主体の役割に基 加型の社会の実現 選択、意向を尊重され、 づく目標設定と取組の 安心して地域生活を送る 向上 〇支援レベルの適正化 推進 ための総合的な相談支 〇医療介護連携の推 ○更なる地域資源の拡 援、包括支援体制の充実 進、専門職、地域との 連携強化 〇すべての人に対する 〇不足する資源等の抽 相談支援を包括的に行 出と積極的な地域の資 うための体制の充実 源開発

(3) 地域包括ケアシステムの構成要素

| | 地域包括ケアシステムの構成要素 |
|-----|-------------------------|
| 柱1 | 本人の選択/権利擁護 |
| 柱2 | 住まい・住まい方 |
| 柱3 | 健康・社会参加・学び・就労 |
| 柱4 | 地域の見守り支えあい |
| 柱 5 | 生活を支えるサービス・生活を豊かにするサービス |
| 柱6 | 医療 |
| 柱7 | セーフティネット |
| 柱8 | 子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題 |

(4) 検討の進め方

区と関係団体等が地域包括ケアシステムに関する理念を共有し、目指すまちの姿の実現に向けて自ら実施し、協働していくための区と区民のアクションプランとして、(仮称)地域包括ケアシステム総合計画(以下、「(仮称)総合計画」という。)を策定する。(仮称)総合計画は、推進プランと同様、区と関係団体等で構成する中野区地域包括ケア推進会議が策定する。

検討の過程で、全世代向け地域包括ケアシステム推進に際し、従来の高齢者、子ども と子育て家庭、障害者の施策の枠組みで対応ができていないものがないかを点検してい く。

検討においては、健康福祉審議会で審議し、令和3年8月策定予定の(仮称)中野区 地域福祉計画等、他の計画との整合性を図るとともに、関係団体等の事業計画等と調整 のうえ進めていく。